

中間前金払と部分払の選択について

さいたま市公共工事中間前金払取扱要綱第5条第1項に規定する工事については、中間前金払と部分払のいずれかを選択していただくことになっております。

落札者は、契約締結時までに工事所管課（所）と支払方法について協議し、次頁の「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（以下「届出書」という。）に必要事項を記入の上、工事所管課（所）に提出してください。

また、上記手続き終了後、届出書の写しを財政局契約管理部契約課に提出し、契約書及び約款を受取ってください。

契約締結時に中間前金払を選択した場合には、部分払を行うことはできません。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約については、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができます。

また、部分払を選択した場合には中間前金払の請求はできません。

なお、契約締結後の選択内容の変更はできませんので注意してください。

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

受注者 住所
(予定) 氏名

印

下記の工事については、
〔 中間前金払 〕
〔 部 分 払 〕 を選択します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金

工事所管課受理印

注1) 中間前金払、部分払のどちらか一方を選択してください。

注2) 契約締結後は内容の変更はできません。